

役員候補者選任規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟（以下「本連盟」という。）の運営を円滑に行うために役員を選任に関する事項は、本連盟定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(推薦委員会の設置)

第2条 本連盟の役員を推薦するにあたり、本連盟に候補者推薦委員会（以下、「推薦委員会」という。）を置く。

(推薦委員会の構成)

第3条 推薦委員会の構成は以下の通りとする。

2 全理事の中から、6名並びに有識者2名を原則推薦委員とする。

- | | | | |
|-----|------|----|-----|
| (1) | 会長 | 1名 | |
| (2) | 副会長 | 2名 | |
| (3) | 理事長 | 1名 | |
| (4) | 事務局長 | 1名 | |
| (5) | 理事 | 1名 | |
| (6) | 有識者 | 2名 | 計8名 |

(推薦委員会の役目)

第4条 推薦委員会の役目は以下の通りとする。

2 推薦委員会は会長が招集する。

3 推薦委員会の委員長は、委員の互選で決め会長が委嘱する。

4 推薦委員会は、次期役員を選考にあたり、候補者名簿を理事会に提出し、社員総会には理事・監事候補者名簿を提出する。

(理事の推薦と任期)

第5条 本連盟の定款第4章第24条による。

2 理事は、10名以上20名以内を置くことができる。

3 理事の任期は1期2年とし、再任は妨げない。

(監事の推薦と任期)

第6条 本連盟の定款第4章第24条による。

2 監事は、3名以内を推薦委員会において推薦する。

3 監事の任期は1期4年とし、再任は妨げない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附則 この規程は、令和3年1月26日施行、令和3年2月1日から施行する。
令和4年10月26日改訂